

券面更新用プリンタシステム機器納入設置および賃貸借仕様書

1 目的

マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書および2028年度導入予定の次期個人番号カード（以下「マイナンバーカード等」という。）について、所有者が住所変更などを行った場合、マイナンバーカード等の券面に変更事項を印字するためのプリンタシステムを事前設定・調整のうえ、納入設置し賃貸借するもの。

2 設置場所

施設名称	住所	台数
秋田市役所市民課	秋田市山王一丁目1番1号	7台
北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	2台
西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	2台
南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	2台
河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	2台
雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	2台
駅東サービスセンター	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ	2台

3 契約期間

契約締結日から令和13年10月31日まで

4 賃貸借期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（60か月）

5 納入期限

令和8年10月31日までを原則とする。

納入日程については、本市と協議のうえ定めること。なお、令和8年11月1日から稼働が可能であること。

6 機器の条件

各機器は次の機能を有するものとする。

(1) 機器構成

次の各条件にあった機器を用意すること。

ア 次のスペックのパソコンで稼働するソフトウェア及び入出力機器であること。

a オペレーションシステム（OS）

Windows11(32/64bit) / Windows10(32/64bit)

b ハードウェア

CPU：1.4GHz 以上の 32Bit(x86)又は 64Bit(x64)プロセッサ

メモリ：2.00GB 以上

解像度：1280×720 以上

HDD：20GB 以上の空き容量

その他：USB2.0 空きポート 1 個以上/CD-ROM ドライブ

イ パソコンは任意のもので稼働でき、1 台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。

ウ 入出力機器の接続は、USB2.0 規格での接続をすることとし、その接続ケーブルも用意すること。

エ 入出力機器本体は ICリーダ、真贋判定機能、両面スキャナー、プリンタが一体になった装置とし、設置スペースを幅 230mm奥行き 600mm以内とすること。

(2) システムの機能

次の各項目の機能を備えていること。

ア 次のマイナンバーカード等の真贋判定および裏書印字ができること。

a マイナンバーカード

b 在留カード

c 特別永住者証明書

d 特定在留カード

e 特定特別永住者証明書

f 次期個人番号カード

イ マイナンバーカード等を装置に挿入した後に、券面表裏の同時スキャニング、ICチップの読み取り、裏書印字までの一連の処理がカードを取り出さずに行なえること。また、ICチップを読み取るために照合番号等を入力する際、券面情報の読み取り結果を活用して入力を補助する機能を有すること。

ウ マイナンバーカード等を装置に挿入した際に、券種を自動で認識し、挿入方向や表裏が適切でない場合、裏書印字を行わない機能を有すること。

エ 挿入したカードを自動で認識し、カードの券面サインパネルに印字位置を自動で設定する機能を有すること。また、券面サインパネルに文字が記載されている場合、印字位置を自動的に記載文字の次の行から開始する機能を有すること。

オ マイナンバーカード等の ICチップ内に登録されている氏名、住所の情報をそのまま印字できること。

カ 1枚前のカードで入力した内容を次に挿入したカードの印刷内容として利用することができること。

キ 電子公印データを保存し、自動押印印刷を行う機能を有し、印刷直前に押印印刷を行うか行わないか切り替える機能を有すること。

また、電子公印データの変更を、委託者側で容易に行えること。

ク 裏書印字する券種に応じて印刷濃度の設定が登録でき、その設定内容を挿入したカードによって、自動で印刷濃度の変更される機能を有すること。また、裏書印字部分と電子公印の印刷濃度設定を別々に行う機能を有し、書体や印影に応じて適切な印字が出来ること。

ケ 裏書内容入力時に定型文が挿入された雛形を使用することで入力が簡略化できること。また、雛形の追加、編集、削除が可能なこと。

コ マイナンバーカード等の各印刷行に、2行印字することが可能であること。また、その場合においても、電子公印データは登録された大きさのまま印刷が可能なこと。

サ IVS (Ideographic Variation Sequence) に対応していること。

(3) 接続

委託者が使用しているオープンシステム「COKAS-i」の住民記録システムの操作用端末に接続し、当該システムのカード券面印字のプリンタ連携機能を使用することが可能な機種であること。

7 納入・設置等条件

本賃貸借契約は、本契約に係る物品の納入、賃貸借期間満了後の物品の搬出および移設に要する運搬費、設置調整費、梱包材の廃棄等に要する費用を含むものとする。

(1) 納入機器

納入する機器は、全て新品を納入すること。

(2) 事前準備・対策

納入物品は、機器の設置、委託者が指定する操作用端末へのアプリケーションソフト等のインストール、動作環境設定を行うことを前提とする。事前設定・調整の作業が必要な場合は、機器を設置場所へ納入する前に可能な限りあらかじめ終えておくこと。

なお、コンピュータウイルスの混入・環境設定情報の漏えい等が起きないようにセキュリティ対策を徹底すること。

(3) 設置、動作確認、事後処理

ア 設置された機器を全て使用可能な状態に調整して納入し、委託者の立ち会いのもと正常に稼働していることを確認すること。搬入に要した梱包資材や外箱等は受託者の責任において処理すること。

イ ハードウェア間の相性による不具合（個々の製品の欠陥ではなく、製品の組み合わせから発生すると思われる不具合をいう。）については十分確認し、正常に動作する製品の組み合わせで納入を行うこととし、製品納入後に相性による不具合が発覚した場合は、受託者の負担により製品の交換等を行い、不具合を解消すること。

なお、「6 機器の条件(3) 接続」記載の住民記録システム操作用端末との接続で、不具合が発覚した場合も同等に対応すること。

ウ 取扱説明書等を添付し、委託者に対し、取扱方法等（カード券面への印字手順、蓄積された個人情報の消去法等）について、説明を実施すること。

(4) 検査

ア 設置完了後、委託者は検査検収を行う。

イ 検査検収において、合格と認められないときは、受託者は本市担当者の指定する期日までに機器の取替又は補正を行うこと。

8 操作用端末機器の入替えに伴う再設定作業等

(1) 再設定作業

委託者が指定する操作用端末の入替えが発生した場合、受託者は、委託者が指定する操作用端末へアプリケーションソフトのインストール、動作環境設定を行うこととする。

なお、その際にはコンピュータウイルスの混入・動作環境設定情報の漏えい等が起きないようにセキュリティ対策を徹底すること。

(2) 入替え回数予定

操作用端末の入替えは、各設置場所において各1回を予定する。

(3) 入替日程

操作用端末の入替日程および時間帯については、委託者が受託者に事前に通知し、再設定等作業の日程は協議の上、決定することとする。

9 契約仕様

(1) 動産総合保険

賃貸借物件には、受託者の負担において動産総合保険を付すること。

(2) アプリケーションソフトの消去

機器の返還又は操作用端末の入替えに際し、受託者は契約機器の使用により操作用端末に設定されたアプリケーションソフトのアンインストールを行うものとし、契約の終了もしくは契約の解除が確定した日、又は操作用端末の入替え作業完了から1か月以内に、委託者に対して作業を終了した旨の証明書等を発行しなければならない。

(3) 保守契約

本賃貸借物件に係る保守契約は、賃貸借契約受託者および賃貸借物件機種等が決定次第、当該受託者と協議の上、別途締結する。

(4) 支払い方法等

賃貸借金額の支払い方法等については、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。

10 その他

- (1) 機器の操作等について、疑問等の相談に対して適切な指導を行うこと。
- (2) 賃貸借期間中に、機器の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、本市の指示に従うこと。
- (3) 本市が必要とするとき又は賃貸借契約に違反する行為があると認められるときは、契約の取消又は変更をすることができる。
- (4) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要性が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、変更できるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めることとする。

以上